

各務原市建設工事成績評定要領

(平成25年3月25日決裁)

(目的)

第1条 この要領は、各務原市が行う請負契約による建設工事成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、各務原市建設工事検査要領第2条に定めるところによるものとする。

(評定の対象)

第3条 評定の対象は、1件の最終契約金額が300万円以上の建設工事とする。

(評定者)

第4条 評定を行う者（以下「評定者」という。）は、各務原市建設工事検査要領第9条により指定された検査員、及び各務原市建設工事監督要領第6条により指定された監督員とする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について、工事ごと、評定者ごとに独立して行うものとする。

2 評定の採点は、細目別評定点採点表（様式第1号）により算出し、工事成績評定表（様式第2号）により行うものとする。

3 「創意工夫」、「社会性等」については、受注者から提出された実施報告書を総合的に判断して加点評価するものとする。

また、「工事特性」については、施工条件等への対応状況により加点評価するものとする。

(評定の時期)

第6条 検査員は完成検査、中間検査及び出来形検査を行ったとき、監督員は工事が完成したとき、それぞれ評定を行うものとする。

ただし、再検査、及び出来形率が低く評定するに足りない場合は除くものとする。

(評定表の提出等)

第7条 検査員は、評定を行ったときは工事成績評定表を検査結果報告書に添えて、検査権者に提出するものとする。

2 完成検査を行った検査員は、評定点を検査権者へ報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 検査権者は、検査員から完成検査後に工事成績評定表の提出があったときは、遅滞なく評定結果を工事成績評定結果通知書(様式第3号)及び項目別評定点表(様式第4号)により、当該工事の受注者に通知しなければならない。

(評定の修正)

第9条 検査権者は、第8条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を工事成績評定結果通知書により、当該工事の受注者に通知しなければならない。

(評定の閲覧)

第10条 契約を担当する部の長は、受注者あての工事成績評定結果通知書の写しを閲覧に供しなければならない。

(説明請求)

第11条 第8条又は第9条により通知を受けた受注者は、通知を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、書面により工事施工管理主管課の属する部の長に評定結果について説明を求めることができるものとする。

(説明請求に対する回答)

第12条 工事施工管理主管課の属する部の長は、前条の規定により受注者から評定結果について説明を求められたときは、当該受注者に対して遅滞なく書面(様式第5号)により回答するものとする。

(再説明請求)

第13条 前条の規定による回答を受けた受注者は、回答を受けた日から起算して14日(「休日」を含む。)以内に、検査権者に対して書面により再説明を求めることができるものとする。

(再説明請求に対する回答)

第14条 前条の規定により再説明請求を受けた検査権者は、当該受注者に対して書面(様式第6号)により回答するものとする。

2 前項の回答をするときは、各務原市工事成績評定評価委員会において検討するものとする

第15条 成績評定についての受注者からの再説明請求に対する回答に係る事項を審議するため、各務原市工事成績評定評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

2 評価委員会は、会長及び委員をもって組織する。

3 会長は、検査権者をもって充てる。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

5 委員は、受注者の再説明請求ごとに、次に掲げる者のうちから会長が必要と認めるものを選任する。

(1) 工事施工管理主管課の属する部の長

(2) 工事担当検査職員

(3) 工事担当課長

(4) 工事担当監督職員

(5) 前各号に定める者のほか、会長が特に必要と認める職員

6 評価委員会は、必要に応じ会長が収集する。

7 評価委員会の庶務は、契約担当課において処理するものとする。

(実施細目)

第16条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号（5条関係）

細目別評定点採点表

考查項目	細別	①一般監督員	②主任監督員	③総括監督員	③検査員(中間・出来形)	④検査員(完成検査)	細目別評定点
1. 施工体制	I. 施工体制	()×0.4+2.9= 点					3.3点
	II. 配置技術者	()×0.4+2.9= 点					4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	()×0.4+2.9= 点		()×0.2+3.25= 点	()×0.2+3.25= 点	()×0.4+6.5 = 点 ()×0.2+3.25 = 点	13.0点
	II. 工程管理	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.2= 点				8.1点
	III. 安全対策	()×0.4+2.9= 点	()×0.2+3.3= 点				8.8点
	IV. 対外関係	()×0.4+2.9= 点					3.7点
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	()×0.4+2.8= 点		()×0.2+3.25= 点	()×0.2+3.25= 点	()×0.4+6.5 = 点 ()×0.2+3.25 = 点	14.9点
	II. 品質	()×0.4+2.9= 点		()×0.2+3.25= 点	()×0.2+3.25= 点	()×0.4+6.5 = 点 ()×0.2+3.25 = 点	17.4点
	III. 出来ばえ			()×0.2+3.25= 点	()×0.2+3.25= 点	()×0.4+6.5 = 点 ()×0.2+3.25 = 点	8.5点
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応		()×0.2+3.3= 点				7.3点
5. 創意工夫	I. 創意工夫	()×0.4+2.9= 点					5.7点
6. 社会性等	I. 地域への貢献等		()×0.2+3.2= 点				5.2点
7. 法令遵守等							
	簡易型総合評価履行確認						
評定点合計							100点

※主任監督員又は総括監督員を置かない工事は、最上位の監督員が評価する。

※中間・出来形検査があった場合 : (①+②+③+④の下段) = 細目別評価点 (中間・出来形検査③が2回以上の場合は③を平均する)

中間・出来形検査がなかった場合 : (①+②+④の上段) = 細目別評価点

※計算過程における各評定点は少数第2位とする。なお次の位は、四捨五入とする。評定点合計は四捨五入により整数とする。

※細目別評定点採点表による評定点算出は、監督員においては工事完成時のみとし中間・出来形検査時には行わない。なお、検査員は、全ての検査時に行う。

様式第2号 (5条関係)

工 事 成 績 評 定 表

調書作成日：平成 年 月 日

工事番号		受注者名										担当課名:																							
工事名												契約金額 [最終]																							
工事箇所												円																							
工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					完成年月日					平成 年 月 日																							
評 定 者 区 分		① 一 般 監 督 員					② 主 任 監 督 員					③ 総 括 監 督 員					④ 検 査 員 (完 成 検 査)					合 計		備 考											
氏 名 (評定割合)		(x 0.40)					(x 0.20)					(x 0.20)					(x 0.20)					加減基本点計		[基礎点数]											
区 分		a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	計算評価点		65					
項 目		判 定		加 減 点		細 別 評 定 点		判 定		加 減 点		細 別 評 定 点		判 定		加 減 点		細 別 評 定 点		判 定		加 減 点		細 別 評 定 点		/ 満 点									
1. 施工体制	I. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10																							/ 3.30						
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10																							/ 4.10						
2. 施工状況	I. 施工管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10								+5.0	+2.5	0	-7.5	-15	+5.0	+2.5	0	-7.5	-15							/ 13.00					
	II. 工程管理	+4.0	+2.0	0	-5.0	-10	+2.0	+1.0	0	-7.5	-15															/ 8.10									
	III. 安全管理	+5.0	+2.5	0	-5.0	-10	+3.0	+1.5	0	-7.5	-15															/ 8.80									
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																							/ 3.70						
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	+4.0	+2.0	0	-2.5	-5.0								+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20	+10	+7.5	+5.0	+2.5	0	-10	-20					/ 14.90			
	II. 品質	+5.0	+2.5	0	-2.5	-5.0								+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	-12.5	-25					/ 17.40			
	III. 出来ばえ													+5.0	+2.5	0	-5.0		+5.0	+2.5	0	-5.0						/ 8.50							
4. 工事特性							+20 ~ 0																												
I. 施工条件等への対応																																			
5. 創意工夫		+7.0 ~ 0																																	
I. 創意工夫																																			
6. 社会性等							+10 +7.5 +5.0 +2.5 0																												
I. 地域への貢献等																																			
加減点合計(1+2+3+4+5+6)																																			
評定点(65±加減点合計)																			: 加減基本点合計																
(集計評定点)																																			
7. 評 定 点 計																																			
8. 法 令 遵 守 等							(総括監督員) 法令遵守減点																												
9. 評 定 点 合 計		7 . 評 定 点 計 (点)					- 8 .					[法 令 遵 守 等 (点)]					=																		
所 見		(一般監督員)					(主任監督員)					(総括監督員)					(検査員)							合計欄の加減基本点は、各評価者の加減点の単細計である。											

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

受注者 様

検査権者

工事成績評定結果通知書

各務原市建設工事成績評定要領に基づき下記工事について評定した結果を通知します。

記

1 契約番号

2 工事名

3 工事箇所

4 工期 年 月 日～ 年 月 日

5 完成年月日 年 月 日

6 評定点 点

(修正評定点 点 【評定点が修正された場合のみ】)

受注者の受領日	年 月 日
受領者の職氏名・印 (署名のみでも可)	

※ 評定内容に疑問がある場合には、書面により本通知を受けた日から起算して14日以内（「休日」を含む）に工事管理主管課に対し、説明請求することができます。

様式第4号(第8条関係)

契約番号

工事名

項目別評定点表

評価項目	細別	評定点 / 満点
1. 施工体制	I. 施工体制一般	/ 3.3点
	II. 配置技術者	/ 4.1点
2. 施工状況	I. 施工管理	/ 13.0点
	II. 工程管理	/ 8.1点
	III. 安全対策	/ 8.8点
	IV. 対外関係	/ 3.7点
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形	/ 14.9点
	II. 品質	/ 17.4点
	III. 出来ばえ	/ 8.5点
4. 工事特性(加点のみ)	施工条件等への対応	/ 7.3点
5. 創意工夫(加点のみ)	創意工夫	/ 5.7点
6. 社会性等(加点のみ)	地域への貢献度	/ 5.2点
7. 法令遵守等(減点のみ)		
8. 簡易型総合評価 履行確認(減点のみ)		
評定点合計		/ 100点

受注者名 _____

工事成績評定に係る説明書

年 月 日

受注者様

工事施工管理主管課の属する部の長

次のとおり回答します。

記

- 1 契約番号
- 2 工事名
- 3 疑問に対する回答

工事成績評定に係る再説明書

年 月 日

受注者様

検査権者

次のとおり回答します。

記

1 契約番号

2 工事名

3 疑問に対する回答